

今後も本市のまちづくりにも有効活用させていただきます

歴史と文化の環境税条例を

3年延長しました

問い合わせ 税務課 歴史と文化の環境税推進係 ☎内線380

平成15年に導入した歴史と文化の環境税は、来訪者や駐車場事業者、市民の皆さんのご協力のもと、本年5月で満15年を迎えました。

これまでも3年ごとに延長しており、平成30年5月22日で条例の適用期限を迎えるため、昨年8月から太宰府市税制審議会において「この制度を今後も続けていくか」などについて審議を重ねました。結論としては「市の将来像である『歴史とみどり豊かな文化のまち』を目指したまちづくりのため、引き続きこの税が適正に運営されることを期待し、3年間歴史と文化の環境税を継続することが望ましい」との審議結果をいただきました。

市はこの答申を受け、歴史と文化の環境税条例の継続を決定し、昨年12月議会にこの税を3年延長する条例改正を提案し可決されました。

ただきます。これからも皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

歴史と文化の環境税とは

市内にある一時有料駐車場に駐車する行為1回につき、バイク50円、普通車100円、マイクロボス300円、大型バス500円を課税する、まちづくりのための法定外普通税です。

身近な事業に有効活用されています

使いみちについては、太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会でのさまざまな意見に基づき事業を決定しています。

※条例や税の使いみちについて、詳しくは市HPの歴史と文化の環境税のコーナーに掲載しています。

http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/soshiki/shimin_seikatu/189/365/512/index.html

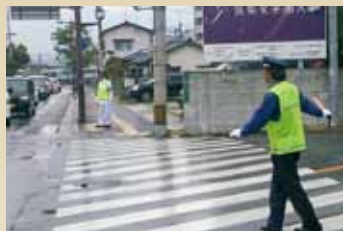
活用事業例



花いっぱい運動推進事業
(水城跡菜の花)



門前町美化整備事業
(門前町の清掃)



交差点交通誘導警備
(梅大路)



歴史的風致維持向上計画関連事業
(戒壇院土堀)



仮設トイレ設置事業
(年末年始臨時トイレの設置)



太宰府ブランド創造協議会事業
(古都の光)

歴史と文化の環境税条例延長の流れ

税制審議会に諮問
(平成29年8月2日)



税制審議会による審議
(全4回)



税制審議会から答申
(平成29年10月20日)



市議会の可決
(平成29年12月19日)



総務大臣の同意
(平成30年3月16日)